

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 事業再構築等の定義の変更

一 この法律における「事業再構築」のうち事業構造の変更に関し、資本の相当程度の増加を削除し、有限責任事業組合に対する出資を追加すること。

二 この法律における「事業再構築」のうち事業革新に関し、商品及び役務又は一の役務とその他の役務を一体的に組み合わせる行う商品の新たな販売等の方式の導入により、国内又は外国における新たな需要を相当程度開拓すること（第三において「新需要の開拓」という。）を追加すること。

三 この法律において「事業革新新商品生産設備」とは、事業革新に必要な新商品（当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものに限る。）の生産に専ら使用される設備をいうこと。

四 この法律において「中小企業経営資源活用」とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、若しくは新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術若しくは新たな

な役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓を行うこと又は現に有する経営資源及び合併等により他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することにより、商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供を効率化することをいうこと。

五 この法律において「被承継中小企業者」とは、中小企業者が中小企業経営資源活用の際して他の中小企業者から事業を承継する場合における当該他の中小企業者をいうこと。  
(第二条関係)

## 第二 基本指針

経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第十の一により指定された指定金融機関をいう。第九において同じ。）が果たすべき役割に関する事項及び事業革新新商品生産設備の導入に関する事項を基本指針において定めるものとする。

(第三条関係)

## 第三 事業分野別指針

主務大臣は、我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野又は新需

要の開拓が特に必要な事業分野であつて、当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針を定めることができるものとする事。

(第四条関係)

#### 第四 公正取引委員会との関係

主務大臣が計画を認定をしようとするに際して、当該計画に従つて行おうとする措置が、事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする事。

(第十三条関係)

#### 第五 事業革新新商品生産設備導入計画の認定等

事業革新新商品生産設備導入計画の認定等について所要の規定を整備すること。

(第十四条及び第十五条関係)

#### 第六 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例

認定事業再構築事業者、認定経営資源再活用事業者、認定経営資源融合事業者若しくは認定資源生産性革新事業者(以下「認定事業者」という。)である株式会社又はこれらの子会社が、認定事業再構築計画

、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画又は認定資源生産性革新計画（以下「認定計画」という。）に従って行う公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合であって当該取得の対価として株式の発行又は自己株式の処分をする場合等につき、会社法に規定する募集事項の決定及び不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任に関する特例を設けるとともに、所要の規定を整備すること。（第二十一条の二関係）

#### 第七 全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例

認定事業者が認定計画に従って、公開買付けの方法により他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権の保有者になった場合において、当該他の株式会社による全部取得条項付種類株式の発行及び取得であって、主務大臣の認定を受けたものを行う場合について、会社法の規定に関する特例を設けるとともに、所要の規定を整備すること。（第二十一条の三関係）

#### 第八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、認定事業革新商品生産設備導入事業者が、認定事業革新商品生産設備導入計画に従って事業革新商品生産設備の導入を行うのに必要な

資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとする。

(第二十四条関係)

## 第九 公庫の業務の特例等

一 公庫は指定金融機関に対し、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置であつて政令で定めるもの（第十において「認定事業再構築等関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再構築等促進円滑化業務」という。）を行うことができるものとする。

二 公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用することその他所要の規定を整備すること。

三 公庫は事業再構築等促進円滑化業務を実施するための方針を定め、これに従って事業再構築等促進円滑化業務を行わなければならないものとする。

四 公庫は事業再構築等促進円滑化業務について、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務を行ふものとする事。

(第二十四条の三、第二十四条の四及び第二十四条の八関係)

#### 第十 指定金融機関の指定等

一 認定事業者が認定計画に従って認定事業再構築等関連措置を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「事業再構築等促進業務」という。)を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること等の基準に適合する金融機関を、その申請により、主務大臣が指定金融機関として指定するものとする事。

二 指定金融機関としての指定を受けようとする者は事業再構築等促進業務に関する規程を定めるものとする事その他指定金融機関に関し所要の規定を整備すること。

(第二十四条の五から第二十四条の七まで及び第二十四条の九から第二十四条の十三関係)

#### 第十一 中小企業投資育成株式会社の特例

中小企業投資育成株式会社は、認定事業革新新商品生産設備導入事業者である中小企業者のうち資本金

の額が三億円を超える株式会社が認定事業革新新商品生産設備導入計画に従って事業革新新商品生産設備を導入するために必要な資金の調達を図るために発行する株式の引受け等を行うことができるものとする  
こと。  
(第二十五条関係)

#### 第十二 中小企業経営資源活用計画の認定等

中小企業経営資源活用計画の認定等について所要の規定を整備すること。

(第三十一条及び第三十二条関係)

#### 第十三 特定許認可等に基づく地位の承継等

認定中小企業経営資源活用計画に特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、当該計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、当該中小企業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継する等の措置を講ずるものとする。  
(第三十二条の二関係)

#### 第十四 認定支援機関の業務

認定支援機関は、中小企業者の求めに応じて必要な指導又は助言を行うことのほかに、事業再構築、経

営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は中小企業経営資源活用に係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うものとする事。 (第四十一条関係)

#### 第十五 認定支援機関の秘密保持義務の解除

認定支援機関が合併等に関し仲介を行う業務等を円滑に行うために機構又は他の認定支援機関からの助言又は情報提供を受けることが必要な場合において、これらに提供する当該業務に関する情報に関しては、秘密保持義務に係る規定を適用しないものとする事。 (第四十三条関係)

#### 第十六 資金の確保

国は、認定事業革新新商品生産設備導入事業者が、認定事業革新新商品生産設備導入計画に従って事業革新新商品生産設備の導入を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする事。また、国及び都道府県は、中小企業経営資源活用を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする事。

(第七十二条関係)

#### 第十七 報告徴収及び立入検査等

報告徴収及び立入検査、主務大臣等について所要の規定を整備すること。

(第七十三条、第七十三条の二及び第七十五条関係)

## 第十八 罰則

罰則について所要の規定を整備すること。

(第八十三条から第八十三条の三まで関係)

## 第十九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 この法律の施行後の見直しについて規定すること。

(附則第六条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第七条から第九条まで関係)